

(第6号別紙)

令和4年度 第1回 市川市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1 日 時 令和4年12月9日(金) 午後3時00分から午後4時00分まで

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠 出席者 飯田 毅 市川市立大柏小学校 校長
(12名) 浅原 慎介 市川市立下貝塚中学校 校長
椎名 美幸 市川市立須和田の丘支援学校 校長
大城 光雄 千葉地方法務局市川支局 総務課長
松嶋 啓太 千葉縣市川警察署生活安全課
鈴木ひとみ 千葉県行徳警察署生活安全課 課長
富田 勇人 市川市PTA連絡協議会 会長
西村 恵子 市川市こども家庭支援課 主幹
青木 良斗 市川市少年センター 所長
成田 陽平 市川市教育委員会指導課 主査
榎本 弘美 市川市教育委員会学校地域連携推進課 課長
植木 昭貴 市川市教育委員会義務教育課
学校安全安心対策担当室 主幹

4 事務局 藤井 義康 市川市教育委員会学校教育部 部長
野田 貴志 指導課 副主幹
大林 大介 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹
杉本 林太郎 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹

5 議 題 (1) 各機関・団体より、いじめの相談その他取組について
(2) 本市におけるいじめの発生状況及び対応について
(3) 諸連絡

6 そ の 他

【義務教育課 植木委員】

第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。私は義務教育課の植木と申します。よろしく願いいたします。会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認) 6点

いじめ問題対策連絡協議会等条例の第5条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、前回同様、市川市少年センターの青木所長にお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を青木所長にお任せしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

【少年センター 青木委員】

こんにちは。市川市少年センター所長の青木と申します。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日の会ですが、市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方に基づき、市の様々な会議につきましても、原則公開で行われることとなっておりますが、同指針第6条第2号に規定される非公開情報に該当する議案につきましても非公開といたしますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。本日、傍聴者はおりますでしょうか。

【担当室 杉本副主幹】

本日の傍聴者はおりません。

【少年センター 青木委員】

それでは、令和4年度第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

まず初めに、藤井学校教育部長より、委員の皆様にあいさつがございます。藤井部長よろしく願いします。

【藤井学校教育部長】

こんにちは。本日は、お忙しい中、協議会に出席いただきありがとうございます。現在教育委員会も議会中であり、現在代表質問が終了して、来週月曜日からは一般質問が始まります。市議会議員の方々の中にもいじめや不登校といった生徒指導上の問題に関心の高い方がいらっしゃるのので、来週答弁する機会を与えてもらっています。また、いじめや不登校に加え、最近ではヤングケアラーといった我々からではなかなか発見しづらい部分の課題が誌上でも話題になっていきますので、その部分が関心の高い部分になっています。

先日、児童生徒の問題行動不登校等生徒指導の諸課題に関する調査の令和3年度の結果が出されました。認知件数は、前年度より10万件増の61万5351件となっています。基本的には、軽微ないじめも見逃すことなく発見することによって認知件数が増加しています。いじめについては、被害を受けた子どもたちの深い傷についてはもちろん

んのこと、善悪の判断がつきづらい子どもたちのいじめがエスカレートした場合、加害側の子どもたちも大人になった時に心の傷を負ってしまうこともあります。周りで大人が発見して止めてあげることができれば一番いいのですが、子どもたちの声や行動がなかなか見えにくい世の中ですので、どのように声を拾ってあげるか、行動を見てあげるかということが大事になってきます。この協議会では、様々な立場の方々から意見を伺う貴重な機会となりますので、よろしくお願ひいたします。

【少年センター 青木委員】

藤井部長、ありがとうございました。本日の出席者ですが、今回は2回目の会議となりますので、お配りしました委員名簿により紹介に代えさせていただきます。

なお、本日、民生委員・児童委員協議会 副会長の岡本委員が他の会議と重なったため欠席、また、指導課長の富永委員が所用のため欠席、こども家庭支援課課長の宮崎委員が所要のため同課より西村主幹が代わりに参加しております。また、市川警察署の田野課長の代わりに松嶋さんが参加しております。さらに、義務教育課課長の池田委員が所要のため同課より植木主幹が代わりに出席しておりますのでよろしくお願ひします。

【少年センター 青木委員】

それでは本日の議題に入ります。

まず初めに、現在のいじめに関する取組や相談状況について、各機関・団体より報告をお願いします。報告順は名簿の順とさせていただきます、お一人3分を目安にお願ひできればと思います。

なお、質問等につきましては、全ての方の報告が終了後にお願ひしたいと思ひます。

それでは、大柏小学校校長、飯田委員よりお願ひします。

【大柏小学校 飯田委員】

本校では、保護者だけでなく、児童からもタブレットを活用して生活アンケートの実施をしています。また、生活アンケートについては、6月と11月に教育相談月間に担任と児童が面談をする参考資料としても活用しています。その中にいじめにつながる事案等の記載があれば、職員同士で対応等について相談しています。

幸いにして、本年度軽微ないじめはあったものの、現在までに解決しています。ただ、資料の裏面に対応が必要な児童の状況についてまとめてありますが、登校が難しい児童が複数名います。この中には、本人の訴えからいじめが原因となっているものが1件ありますが、本人が、詳細について触れてほしくないという思いがあるため、具体的な解決に向けた取組ができていない状況です。

また、小学校に勤務して感じるのは、いわゆる新聞等で報道されるようないじめというのではなく、突発的に相手に危害を加えるケースが多く見受けられるということです。このような状況だと、職員をいくら増やしてもゼロにするのは難しいと感じています。また、指導についても被害を受けている児童や保護者は、当然嫌な思いをしています。加害児童への指導も入りづらくなっています。さらに、現在は以前よりも保護者の関心も非常に高くなっていて、学校も管理職を中心とした複数の職員で素早く対応しています。

最後に、校内で様々なデータを集めていくと、いじめ等の事案が起きる背景には、様々な要因があるということがわかりました。また、「自分のいいところがない」と答えた児童が50名ほどいますので、その児童は特に注視しています。

【下貝塚中学校 浅原委員】

まず、本校のいじめの対応についてですが、年2回アンケートを実施しています。今年度は5月に1回、11月に1回です。アンケートを実施し、「いじめを受けている」と回答していた生徒は複数名いて、丁寧に話を聞き取っています。その結果、ほとんどのケースが解決に至っていますが、現在は1件が継続中であり、解決に向けて取り組んでいます。

本校の事案としては、ちょっかいを出した、出されたという関係性の中で「いじめられた」と表現するものやSNSを使用したグループ間での悪口や中傷によっていじめに発展するものがありました。SNSの事案については、実際にスマートフォンを学校に持参させ、発信した内容を保護者と一緒に確認してもらい、削除ならびに被害児童への謝罪を行う形で対応しました。SNSについては、未然予防が大切だと思います。そこで、学年道德の時間を活用して、いじめについて学ぶ機会を今年度は2回設けています。ただ、頭では理解しても繰り返してしまうこともありますので引き続き、粘り強く指導をしていきます。

また、事案の解決に時間がかかりそうな場合には、生徒指導主事を中心とした聞き取りのやり直し、事案の洗い直しをします。さらに、そこでも解決が難しい場合には、校内のいじめ対策委員会による会議を行い、カウンセラーや養護教諭等の意見も踏まえながら、善後策について検討をしています。

最近では、学校内で起こるいじめというよりも学校外で起こるいじめが見られるようになってきています。もちろんそれを、学校で対応し、解決していかなくてはいけないのですが、学校だけの対応では厳しい面もありますので、保護者や地域も含めていじめ防止に向けて取り組んでいくことが重要だと考えています。

【須和田の丘支援学校 椎名委員】

本校で取り組んだイエローリボン活動について紹介します。本校は、障がいを抱えた子どもたちがいる中で、「いじめてはいけないよ」、「〇〇はいやだよ」ということではなく、嫌だと思っていることをとにかく伝えてきます。「悪口を言われる」というよりも「友だちが突然大きな声を出したのが嫌だった」というような訴えです。そのような言葉を聞いた時には、職員がまず受け止め、子どもたち同士が気付き合えるように言語化することを意識しています。また、担任が最初に気付くということが大切ですので、子どもたちが嫌な思いをして家に帰ることがないように、保護者との連携を大切にして、早期発見に努めています。

また、道德の授業に行った取組の実物はこちらになります。これを校内に掲示して、「何を言われたら嬉しいと感じるのか」ということの積み上げを行い、友だちに対して嫌な言葉を言わないという積み上げが大切だと考えています。

毎年、6月と12月に行っている子どもたちへのアンケートでは重大な事態はありませんが、小さなことが積み重なって子どもたちが嫌な思いをします。一方で、友だちか

ら嬉しい言葉を言われる中で学校生活を送るということを大切にしていきます。何か、子どもたちからの訴えがあった場合には、担任、生徒指導主任、コーディネーター、養護教諭、学部主事が入り、子どもの気持ちをしっかりと受け止めていきます。また、言葉の環境も非常に重要だと感じています。

子どもたちが意欲的に取り組めるような声かけ、言葉かけを職員も大切にしていきます。また、不登校の児童生徒については、タブレットを使って連絡を取り合ったり、保護者と連携を取り合ったりしながら、少しでも学校の状況を伝えられるようにしています。子どもたちの活動を一つ一つ大切にしながら取り組んでいきます。

【千葉地方法務局市川支局 大城委員】

法務省の人権擁護機関における、いじめ対策の取組として2つ紹介します。

まず、全国の法務局と人権擁護委員連合会が一つになって、学校におけるいじめをはじめ、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小・中学校に子どもの人権SOSミニレターを配付する活動を平成18年から毎年行っています。料金受取人払いの便箋兼封筒になっていて、その中に悩み事等を書いて投函してもらえば、法務局に届きます。届いたミニレターについては、人権擁護委員や法務局職員が一通一通丁寧に回答して、本人が希望する場所に返信するというものです。SOSミニレターを通じて、身近な人にも相談できない子どもたちの悩み事を的確に把握し、学校や関係機関と連携、協力を図って子どもを巡る様々な人権問題の解決にあたっているところです。

市川市の事案ではありませんが、全国的には、小学校におけるいじめ、父親から子どもに対する虐待、兄から妹に対する性的虐待、中学校教諭による体罰といった事案が、SOSミニレターがきっかけとなって判明し、学校や児童相談所等と連携して解決にあたった例もあります。

今年度、市川市内の小・中学校からは、現時点で41通のミニレターが届いています。そのうちいじめに関するものは11通ありました。内容については紹介できませんが、中には、返信した委員宛てに再度その子から手紙が届いたり、こちらから返信したり、さらに翌年その子から届いたりということもありました。

次に、人権擁護委員が中心となって実施している人権教室があります。本活動は、主に小学生を対象として、総合的な学習の時間等を利用して実施しています。子どもたちに思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことを目的としてビデオや紙芝居や絵本等いろいろと工夫した教材を活用して行っています。

市川市内の小学校では、現時点で34校、211回の人権教室を開催しており、市内ほとんどの小学校で実施しています。

【市川警察署生活安全課 松嶋氏】

前回の7月の会議から本日までの市川警察署管内でのいじめに関する事案の取扱いについてです。中学校で部活動中に屋外に置いてあったバックの中から制服一式が盗まれてしまったという事案がありました。後日、制服は発見されましたが、制服に穴が開けられているような状況から、いじめにつながるようなものではないかと考えています。しかし、被害者自身は、いじめを受けているという認識は全くないということであり、心当たりもないということでした。また、学校側からもいじめにつながる事案は認識し

ていないとの事で、いまだに判明していません。

また、中学生がSNSを通じて他校の生徒と知り合い、その結果、トラブルに巻き込まれたというケースであったり、小学生数名が、公園で上級生から暴力を振るわれたというケースで小学生自らが届出に來たりといったことがありました。また、校内において、同級生や先輩から暴力を振るわれてけがをした際、警察に届出に來るケースがかなり増加していると感じます。この点については、学校におけるトラブルの量が増大したわけではなく、保護者や学校の関心が高まっていることに起因していると思います。以前であれば届出をしないような事案でも積極的に届出をしていることで認知自体も増加しているのだと思います。警察もそのような場合は、内容によって事件として扱うこともあり、小学生や触法少年であっても児童相談所に通告するケースがあります。

さらに、SNSによるトラブルが多く発生しています。女子生徒がいなくなってしまったという行方不明事案では、SNSと知り合った男性に会いに県外まで行き、そこで被害に遭ったということもありました。今は「パパ活」という言葉が、以前の「援助交際」という言葉よりも軽く考えられてしまっていて、デートだけ、食事だけというつもりで会い、被害に遭うケースが多くなっています。市川警察署としては、今後も学校と可能な限り連携していきたいと思っています。

【行徳警察署 生活安全課 鈴木委員】

まず、これまでに委員の皆さんの報告を聞いて、例えば「イエローリボンキャンペーン」の人から言われて嬉しい言葉は、大人にとってもいい取り組みだと思いました。

行徳警察署では、子どもたちが公園のすべり台で遊んでいた時に、子ども同士がぶつかり、すべり台から落ちてしまったという事案がありました。その際に、被害を受けた保護者から相手の保護者の対応に不満を持ったということで警察に届出がありました。最終的には、学校で話し合いの場を持てるように協力していただき、双方が納得して解決することができ、このケースから、保護者は決して事件として扱いたいわけではないということを感じました。しかし、当初保護者からは、学校外のことではあるけれども学校に間に入ってほしいという要望がありました。先ほど、「学校外で起きることが多く、対応が難しくなっている」という話もありましたが、そのような範囲の事案を警察が扱いながらも必要に応じて学校にも入ってもらうという親側のニーズが高まっているように感じます。

また、学校と警察が関わる事案の中では、自分の子どもは発達障害ではないと訴えてくる保護者もいますので、発達障害に対する気付きを学校や警察、関係機関が保護者と共有することも大切だと思います。一方で、先生が発達障害について知る機会が必要だと感じています。

ある事案では、先生がとある子に対してどうしても片づけをさせたくて注意をした際に、あまりに騒ぐので先生がその子を押し返してしまったということがあり、保護者から訴えがありました。その子に対する注意は、大人としてみれば当然なのかもしれませんが、発達障害を抱える子どもたちへの接し方については、私たちも学んでいく必要があると思いました。

【市川市PTA連絡協議会 富田委員】

P T A連絡協議会としては、いじめの対策として学校支援実践講座において、地域の大人が子どもたちと様々な話をして、過去の事例を参考にしながらアドバイスをしています。地域の方たちと話すのと親や友だちと話すのでは感覚的に違うようで、子どもたちは普段話さないようなことを話してくれます。そのことによって、校内のいじめが発見できたという事例もあります。

一言で「いじめ」と言っても軽微なものから大きなものまでありますが、中でも対応が難しいものが、保護者同士がトラブルを起こしてしまうケースであり、最近多くなっていると感じます。その際には、校長先生と連携を図りながら自分自身もなるべく間に入るようにしています。現在も子ども同士は仲直りをしているのに、保護者同士が揉めているという事案があり、P T A会長として間に入り、話を聞いています。

また、いじめとは別の話になりますが、最近、地域の子どもたちから相談を受けることが多くあります。例えば、既に中学校を卒業して、現在は高校生になっている子ですが、S N Sで知り合った大人にL I N Eを通じて悪いことに誘われるという相談を親御さんから受けました。その子にも直接会って話を聞いたのですが、クスリに関わることだったので警察にもご協力いただいているところです。実際には、本物のクスリを扱っていたわけではなく、偽物をツイッター等のS N Sを利用して売るといった事案だったようですが、S N Sを介して子どもたちが犯罪に巻き込まれる可能性がありますので、保護者の方々にさらなる管理をお願いしたいと思い、声を大にして呼びかけています。

小学生のいじめについては、誰かをグループ等から外すという事案があり、保護者から相談が来るということもあります。

【こども家庭支援課 西村主幹】

虐待や一般の相談に比べ、当課に入るいじめについての相談については、それほど多くありません。最近増えているのは、中学校からリストカットや痣つきの事案について、校内でどのように対応したらよいか相談が入りました。また、虐待に関わる周知が進んだ関係で先生方のアンテナも高くなっており、大きな子どもたちのS O Sを適切にキャッチし、家で殴られているという訴えを報告される件数が非常に増えています。

自殺との関係では、嘱託医である国府台病院の先生が行われた講演会の情報を市内の中学校に情報共有し、まずは、子どもたちの死にたい気持ちを受け止め、次に組織で対応することを学びました。資料については、活用してもらうために指導課にも共有しています。2日前（12月7日）にクローズアップ現代で『コロナ禍のS O S』という内容で国府台病院が取り上げられるにあたり、関係機関に周知しました。

また、当課で最近感じるのは、小学校や中学校においてライフカウンセラーを活用して聴き取りを丁寧に行い、関係をつくってから関係機関につなぐという体制がとれてきていることです。子どもたちにとっては、私たちがいきなり会って話をしようとしても話しぶらいというのが正直なところだと思います。そのような時に学校で関係づくりをしてもらい、「信頼している先生からの紹介」という形でつないでもらえると、支援の手が入れやすくなります。これからも、引き続きご協力いただきたいと思います。

不登校の部分について、当課の取り扱っているケースは、親御さんが精神疾患を患っていたり、昼夜逆転するような生活を送っていたり、深夜に不在が疑われるケースが多かったりします。それに伴い、子どもたちもゲームに没頭して昼夜逆転し、登校できな

いケースも多く聞かれます。学校だけでは、登校支援につなげづらい部分があると思いますので、保護者への注意喚起や支援の調整について進めていきたいと思っています。

【少年センター 青木委員】

いじめに関する内容については主に2つあります。1つ目は「電話相談」です。対象者は、20歳までの方と保護者です。その中でいじめに関する相談は、全体の3%程度です。内容について、学校等の情報共有が必要な場合は、保護者の了解を得て行っています。今年度は、そのような事案は報告されていません。

2つ目は、「SNSに関する出張授業」です。各学校のネットトラブルの内容を聞きくとともに、子どもたちにアンケートをとり、各学校のデータを児童生徒に見せたり、対処法についてアドバイスをしたりしています。今年はすでに26校で実施をしています。さらにこの後5校での実施を予定しています。その中でいじめにつながる事案としては、個人の写真を拡散させてしまったり、SNSに悪口を書き込んだりといった内容がありますので、出張授業で扱っています。

【学校地域連携推進課 榎本委員】

以前の会議において、市川市いじめの未然防止として市川市独自の取組である「学校支援実践講座」の話をしました。先ほど富田委員からも話がありましたように、多くの保護者やPTAの方々に参加してもらいました。この講座は、地域支援者の方々が、講習を受け、その後、申込みのあった小・中学校の道徳の時間に参加し、子どもたちの考えや意見を引き出すといった活動です。9月6日を皮切りに現在まで26校85学級で実施しました。この後、12月後半と1月に実施される2校を残すのみとなりました。

2日前の講座では、事情によってキャンセルされた方の代わりに私が市内中学校1年生の道徳の授業に参加し、子どもたちから多くの意見を聞いて、子どもたちの意見を引き出せるようにしてきました。今の子どもたちは、コロナ禍でマスクを常にする生活をしており、会話もままならないという制約の中で生活をしています。ですから、表情をくみ取りながら腹を割って話す、大きな声で大笑いしながら話すといった経験が乏しいように感じました。そのような背景において、いじめの架空事例を扱った際に気になったのは、「無理に仲良くする必要はないのではないか」という意見があったことです。その発言自体はさみしい感じを受けますが、現在の社会情勢の中で生活している子どもたちはそのように考えてしまうのだなと思いました。しかし、そのような発言が全てではなく、前向きに考えた発言もありましたので、これからも地域の支援者の方々の力を借りながらいじめの架空事例に向き合うことで新たな気付きが生まれればと思います。

子どもたちの意見を一部紹介しますと、「地域の方々が、たくさん声をかけてくれたので話しやすかった」、「意見を聞いてもらって嬉しかった」、「地域の方々に話すのは、勇気がいるが、話すきっかけを作ってくれたことが嬉しかった」という意見があり、普段よりも話しやすくなるという効果がありました。また、少人数で班を作って行うことは、話すのが苦手な子にもハードルを下げる効果があり、地域支援者も含めて活発な意見交換ができたという感想も先生方から出ていました。地域支援者が入ること自体が、第三者と関わる貴重な機会ということで、最初は子どもたちも戸惑いがあったようですが、普段関われない人たちと話すのは意外と楽しかったようで終了後は、名残惜しそうにし

ていたのが印象的でした。当課の事業は、直接のいじめ解決ということではありませんし、すぐに目に見える結果が出るわけではありませんが、このような事業を展開することで子どもたちのいじめに対する気付きにつながると考えています。

【義務教育課 植木主幹】

義務教育課では、児童生徒に直接関わることは少ないですが、当課の中に学校安全安心対策担当室があり、本連絡協議会の企画運営や、いじめ防止対策委員会といういじめの重大事態が発生した際に学校の設置者が調査主体となった場合に行われる有識者会議の連絡調整を行っています。また、学校における解決困難な事案に対して、学校問題対策員という弁護士や医師、人権擁護委員、元校長等で構成される委員を委嘱し、事業連絡調整を行っています。

【少年センター 青木委員】

各委員から報告ならびに説明がありました。何か、質問や意見があればお願いします。よろしいでしょうか。それでは、次に移ります。
次は、協議の2になります。ここからは、非公開の内容となります。

【協議2 本市におけるいじめの発生状況及び対応について】

非公開

【少年センター 青木委員】

では、その他に移ります。「市川市いじめ防止委員会」について、学校安全安心対策担当室の大林副主幹から説明があります。

【学校安全安心対策担当室 大林副主幹】

7月に行われました第1回会議でも概要を説明しましたように、本市には3つのいじめ対策組織がございます。そのうち2つは教育委員会が所管する組織で、1つが本で行われている「いじめ問題対策連絡協議会」です。

もう1つはこれからご説明する「いじめ防止対策委員会」です。この組織は教育委員会の諮問に応じていじめの防止等のための調査及び助言をするとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を行うものです。委員は市内の学校職員以外である5名の有識者により構成されています。

委員長は、弁護士の酒井秀大（ひでひろ）委員

副委員長は、人権擁護委員の阿部亜紀子委員

委員として、明治大学文学部教授で心理の専門家である諸富祥彦委員

聖徳大学、心理・福祉学部長の山口豊一委員

淑徳大学、総合福祉学部教授の渡邊哲夫委員

以上5名の先生方です。

昨年度は、この第2回会議の場で実施報告を行うことができましたが、今年度は日程の関係で、このあと12月21日に開催されることとなっております。主な内容は、本協議会でも取り上げられました本市のいじめ問題の状況と、重大事態への対応について、

各委員よりご助言をいただく予定です。いじめ防止対策委員会につきましては以上です。

【少年センター 青木委員】

ありがとうございました。本日予定された内容は終了いたしました。その他で何かございますか。ないようでしたら、事務局から連絡をお願いいたします。

【学校安全安心対策担当室 大林副主幹】

本日はありがとうございました。本協議会は年間2回の実施ですので、定例会としては本日で終了となります。今年度末までまだ数か月残っておりますが、この場をお借りしてお礼申し上げます。本日の会議録がまとまりましたら、委員の皆様へ送付しますので、内容の確認をお願いいたします。そこでいただいた訂正部分を修正し、非公開部分以外は市川市のホームページで公開させていただきますことをご承知おきください。

【少年センター 青木委員】

以上で令和4年度第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

令和4年12月9日

市川市いじめ問題対策連絡協議会